

令和7年度事業計画書

令和7年8月1日から令和8年7月31日まで

特定非営利活動法人くじら

1 事業実施の方針

今年度は昨年度同様に「障がいのある子ども達のためのスポーツ活動」「子ども食堂」を開催。また、「外国人のための文化交流イベント」と開催し、関係を強化したうえで「災害時における外国人への医療受診等支援事業」を行う。地域の障がいのある子どもやその家族、外国人、子ども、高齢者に対しての社会参加への機会の提供や支援、共生社会の現実に寄与することに重点を置いて活動を進めていく。

2 事業実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額
障害のある子ども達のためのスポーツ活動事業	① ②障害のある子ども達のスポーツ活動の普及・推進活動。 (スポーツ教室) ③ スポーツチームとの共同でのスポーツ教室の開催。 (愛媛FC サッカー教室)	① 毎月約1回 (第3水曜日) ② 必要時（依頼があった場合） ③ 年に1回	八幡浜市	① 2～3名 ② 2名 ③ 20名	① 毎回10名 ② 10名程度 ③ 20名	① 20,000 ② 10000 ③ 130,000
外国人のための文化交流事業	外国人の地域交流推進を目的とした「文化交流」「スポーツ交流」の開催	4か月に1回 (必要時は随時開催)	八幡浜市	5名～	毎回10程度	50,000
子ども食堂事業	子ども、高齢者の孤独を防止する活動として「ふれあい食堂」の開催。	月に1回	八幡浜市	5名	30名	250,000
災害時における外国人への医療受診等支援事業	災害時における外国人への医療受診等の支援。 地域防災への参加参加の奨励。 (地域防災活動への参加) (防災教室の開催)	随時	八幡浜市	5名～	南予地区の外国人	30,000

共生社会の実現に向けた事業	地域住民の文化・スポーツ活動を通した交流の支援事業。 (パラスポーツ大会開催)	年に1回	八幡浜市	5名	50名	30,000
共生社会の実現に向けた事業	地域住民の文化・スポーツ活動推進事業。 (パラスポーツ用具の貸出し、および指導)	随時	八幡浜市および南予圏域	5名	毎回10名	10000

様式例（法第10条第1項関係）

令和7年度 活動予算書
(令和7年8月1日から令和8年7月31日)

特定非営利活動法人くじら

科 目	金 額 (単位:円)	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費（0円／人）	0	
賛助会員受取会費（3,000円／人）	30,000	
特別会員受取会費（10,000円／人）	0	
.....		30,000
2 受取寄付金		
受取寄付金	500,000	
施設等受入評価益	0	
.....		500,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	250,000	
.....		250,000
4 事業収益		
スポーツ活動事業収益	10,000	
こども食堂事業収益		
.....		10,000
5 その他収益		
受取利息	1	
雑収益		
前期繰越正味財産額	484,393	
.....		484,394
経常収益計		1,274,394
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
役員手当		
役員報酬		
給与手当		
法的福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
.....	0	
人件費計		

(2) その他経費			
会議費	10,000		
通信交通費	50,000		
公告宣伝費	20,000		
消耗品費	300,000		
諸謝金	50,000		
印刷費	20,000		
食材費	0		
会場費	30,000		
雑費	50,000		
・・・・・			
その他経費計	530,000		
・・・・・			
事業費計		530,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
・・・・・			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
・・・・・			
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			530,000
当期経常増減額			744,394
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
・・・・・			
経常外収益計			0

IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
・・・・・			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			744,394
次期繰越正味財産額			744,394

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 番とする。
- 2 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 3 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 4 事業費及び管理費は、それぞれ人件費及びその他経費に区別したうえで、形態別に表示する。
- 5 特に、経常費用の規模（事業費+管理費）でみた特定非営利活動に係る事業の割合、経常費用額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、営利を目的としないものであるということという法定要件への適合性の判断材料となる。
- 6 2部作成する。